

保育所等医療的ケア主治医意見書・指示書作成費補助金について

(趣旨)

医療的ケアを円滑に実施するため必要な主治医の意見書・指示書の作成に要した費用に対して、保護者の負担を軽減することを目的としています。

(定義)

「医療的ケア」とは、看護師等が行う喀痰吸引、経管栄養、導尿等のうち主治医が児童に対し行うことが必要であると認めるものであって、医療的ケアを行うに当たり児童の症状が安定し健康上の不安がなく、保護者が同意しているもの

○「看護師」・・・保育所等に配置されている看護師

○「保育所等」・・・次に掲げる施設又は事業所

(保育所、認定こども園、地域型保育事業所)

※詳細規定は交付要領参照

(補助対象書の条件)

- ・八代市在住
- ・医療的ケア児童の保護者でその世帯の全ての者が市税等の滞納していないもの

(補助の額等)

補助金の対象となる経費	主治医の意見書・指示書の作成に要した費用のうち文書料として医療機関に支払った額
補助金の上限額	2,200円(1回当たり)
補助金の交付上限	3回(年度内)

(申請に必要なもの) 書類の入手先:こども未来課の窓口又は八代市のホームページ

1. 保育所等医療的ケア主治医意見書・指示書作成費補助金申請書(様式第1号)
2. 医療機関が発行した領収書
3. 主治医が作成した意見書・指示書の写し
4. 市税等納税状況確認同意書(様式第2号)
5. 請求書

(提出先)

八代市役所こども未来課(本庁2階・11番窓口)

※提出された申請内容を審査後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定(却下)通知書をお送りします。